

## <見解>

# 中央教育審議会がめざす「大学像」について重大な危惧を表明する

2009年10月16日

日本私大教連中央執行委員会

### <目 次>

はじめに …中教審で行われている議論の4つの重大な問題点…

#### I 公的な質保証システムの検討から明らかになる問題点①と②

- (1) 修得できる知識技術体系を明示し、大学構成員はこれを保証するために一致して努力するという大学像（「質保証の基本的考え方 i・ii・iii」）の検討
  - ①「質保証の基本的考え方 i～iii」の要点
  - ②「修得できる知識技術体系」の明示は不可能
  - ③修得できる知識技術体系を明示し、大学構成員はこれを保証するために一致して努力するという大学像は、大学のもつ能力・力を失わせるもの
- (2) 政府の責任を不問にし、質保証と条件整備の全責任を大学に負わせ、大学自治を蔑ろにする大学像（「質保証の基本的考え方 iv」）の検討
  - ①真のねらいは政府・行政による強力な指導へ道をひらくこと
  - ②憲法をふみにじり大学の自治を歪曲
  - ③条件整備の責任を放棄し、大学に責任を負わせようとしている
- (3) 質保証システムがもたらす序列化……キーワードは「機能別分化」

#### II 質保証システムと財政支出の重点配分、分野別評価導入と「学位プログラム論」の検討から明らかになる問題点③と④

- (1) 質保証システムと公的資金の重点配分について
- (2) 学位プログラム中心の考え方と分野別評価の導入について
  - ①「学位プログラム」の議論における教授会の否定
  - ②分野別評価の導入による教授会権限の制限

おわりに

はじめに …中教審で行われている議論の4つの重大な問題点…

中央教育審議会（以下、「中教審」と略）がめざしている大学像には4つの重大な問題がある。

中央教育審議会大学分科会（以下、「中教審大学分科会」と略）は、08年9月11日の文部科学大臣からの諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けて審議を行っている。中教審大学分科会は09年6月15日に『中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告…大学教育の構造転換に向けて…』（以下、「第一次報告」と略）を公表したのに続き、09年8月26日に『中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告』（以下、「第二次報告」と略）を公表した。

日本私大教連中央執行委員会は、08年12月24日の中教審答申『学士課程教育の構築に向けて』（以下、「学士課程答申」と略）および中教審大学分科会の「第一次報告」について、大学のあり方に重大な否定的影響を与えかねないものとして、これまで注視してきた。

（注）日本私大教連「中教審『学士課程教育の構築に向けて』答申案に対する声明」（2008年11月15日）  
日本私大教連第20回全国私立大学教育研究集会・基調報告（2009年8月8日）

1990年代以降、基盤経費の削減と重点的・競争的資金配分による競争・淘汰政策が採られてきた。小泉構造改革のもとでは、一層の競争推進と設置規制緩和がなされたが、18歳人口の減少、さらには経済不況による学生の就学困難が加わって、大学受難の時代が続いている。こうした状況のなかで文科省の諮問機関である中教審は、高等教育政策に関する審議を行い、いくつかの答申や報告を公表しているが、私たち日本私大教連は、中教審の議論には以下の4つの重大な問題点があると考えている。

#### ＜中教審で行われている議論の4つの重大な問題点＞

- ①大学の自治を「自主性・自律性」に言い換え、大学自治を歪曲、矮小化している。
- ②政府の公教育に対する基盤整備責任を大幅に後退させる一方で、公的質保証システムの整備を通じて個別大学に責任を負わせ、「機能別分化」という序列化をさらに進める。
- ③基盤経費にも及んでいる財政資金の重点配分をさらに進める。経営環境が不利な大学は淘汰される。
- ④分野別評価の導入と合わせて「学位プログラム」を評価の単位にし、さらに教学組織の単位へと変更し、最終的には学校教育法第93条の教授会設置規定の削除を目論む。

これら4つの問題ある方向が推進されれば、上記の大学受難の時代は、特に国庫助成1割台の私立大学にとって「暗黒の時代」となることは必至である。したがって中教審が進めようとしている基本方向に対して、学生の高等教育を受ける権利擁護、教育・研究・労働条件の確保、私立大学の存続・発展をはかる立場から、全体として批判的な見解を表明せざるをえない。

ここでは、「第二次報告」の質的保証システムに関する部分を中心に、「学士課程答申」および「第一次報告」も取り上げながら、中央教育審議会がめざす大学像に関する4つの問題点を指摘するものである。

なお以下では、4つの問題点については、問題点①、問題点①と③などとする。

## I 公的な質保証システムの検討から明らかになる問題点①と②

「第二次報告」は、「公的な質保証システムに関し、設置基準・設置認可審査・認証評価の3つの要素に関わる歴史的経緯や課題をあらためて整理した」と報告の性格について述べている。議論が分散的であった「第1次報告」とはまったく異なり、「第二次報告」は、2011（平成23）年度から始まる「機関別評価の第二サイクル」における評価の実施を視野にいれ、評価に盛り込むべき公的質保証システムの枠組みを明示している。公的な質保証システムとは、設置基準、設置認可からなる事前審査と認証評価の事後審査からなるが、「第二次報告」では、このなかに新たな

内容を盛り込み、密接に関連づけ、整備するための枠組みや課題整理がなされている。

「第二次報告」では、3頁の「1-(1)-(質保証の基本的考え方)」において、公的な質保証システムについての基本的考え方を示している。「質保証の基本的考え方」は、今後のシステム整備に際し、根拠づけたり解釈の基礎になると思われるので、全文を以下の4つに分けて検討する。なお以下では、それぞれを「質保証の基本的考え方 i」などと呼ぶ。

### 「第二次報告」の「質保証の基本的考え方」全文（3頁）

- i 大学は、学生や社会からのニーズの多様化に積極的に対応しつつも、学位を授与する自主的・自律的な存在として、その教育の質を確実に保証しなければならない。大学教育において最終的に保証されるべき質は、学生の学びの内容と水準である。
- ii 大学教育の質保証とは、第一義的には、大学がそれぞれの教育活動を通して、どのような知識技術体系を修得させることとしているのか、あらかじめ設定し、その設定内容を学生及びその費用負担者に明示した上で、それを確実に実行することである。
- iii また、大学において、一定の内容と水準の教育が行われることを確実にするためには、学内の教職員が、それらの必要性について理解を共有し、学内外の関係者による客観的な評価等にさらされることが肝要である。
- iv 公的な質保証システムは、大学の教育活動が一定の内容・水準をもって継続的になされることを可能とするための条件整備を大学が行うとともに、各大学の自主的・自律的な質保証活動が実質的に機能することを促すものである。

## (1) 修得できる知識技術体系を明示し、大学構成員はこれを保証するために一致して努力するという大学像（「質保証の基本的考え方 i・ii・iii」）の検討

### ①「質保証の基本的考え方 i～iii」の要点

「質保証の基本的考え方 i」の要点を簡潔に説明すると、以下のとおりとなる。

「大学は、その教育の質を確実に保証する、「保証されるべき質は、学生の学びの内容と水準」である。この部分は、第1に質保証の主体は大学であること、第2に質とは「学生の学びの内容と水準」であることを述べており、前者は特に「質保証の基本的考え方 iv」において、後者は「質保証の基本的考え方 ii」において、さらに明確にされる。なお大学について「学位を授与する自主的・自律的な存在として」という表現があるが、これについては、次項(2)以下に取り上げ、検討する。

「質保証の基本的考え方 ii」では、学びの内容と水準とは「どのような知識技術体系を修得させることとしているのか」であり、これを「あらかじめ設定し、その設定内容を学生及びその費用負担者に明示した上で、それを確実に実行すること」としている。つまり質保証とは、特定の修得できる知識技術体系を設定・明示し、実行するということである。

「質保証の基本的考え方 iii」では、学内の教職員が、一定の内容と水準を設定し、明示し、実行するという質保証義務の必要性について理解を共有し、学内外の関係者からの客観的な評価等つまり自己点検および認証評価において、質保証が主たる評価対象となることが述べられる。修得できる知識技術体系の内容と水準が明示されていること、明示された水準の質保証をするべき

であると学内構成員が理解し、そのように努力していること、修得できた学生が学位授与をされること、こうした質保証システムが適切になされていたのが大学評価の中心となることを意味する。

## ②「修得できる知識技術体系」の明示は不可能

「質保証の基本的考え方 i、ii、iii」を中心に、そもそも大学レベルで、学部レベルで、たとえば学科レベルであっても、「修得できる一定の内容と水準があきらかにされた知識技術体系」を明示することが可能であるか、ということから検討する。

「修得できる一定の内容と水準があきらかにされた知識技術体系」が特定できるという前提には、教員集団の教育・研究力量の水準と大学に入学してくる学生の平均的学力水準によって、卒業時の「修得できる水準」は決まってくるという理解の仕方があると推察される。しかしこのような理解の仕方は、実際に「修得できる水準」を特定し、明示できるということには結びつかない。

各教員が現在担当している学生たちの学力水準を念頭にして、「修得できる水準」をたとえばシラバスをさらに詳しくして記述しても、これを集めることによって、「修得できる水準」を特定することはできない。結局のところ過去に取得できた資格試験の合格者数がごとき数字が重要性を増すことになり、大学教育の存在意義が問われることになる。

また重要な点は、学生間の学力水準、修得能力には開きがあり、それは平均化できるものではなく、多様性を持っていることである。大学というコミュニティーの場での、ある教員との出会いによって爆発的な成長を示す学生が現れ、このことにより他の学生が成長するということがよくある。これこそが大学の基本的な役割であるということはカウントされない。大学が知的コミュニティーの場であり、豊かな人間関係形成の場であることは、大学教育を考えるうえで、もっと強調されるべきである。

学生は、時代の雰囲気、高校までの育ち方によって、偏差値などでは計れない修得能力があり、数量化することはできない。成長したという事実、教員にとっては「ある種意外な発見」によって、事後に推察するのである。

「第二次報告」には、「学士課程答申」がいう「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」、すなわち「学生による学習の成果を重視」した「成果のみえる大学観」が背景にあるとみられる。この「成果のみえる大学観」はしばしば産業界から安直に持ち込まれてくる。しかし、大学全体をみると、「成果とはなにか」は特定できないのである。これに関連して、職業教育や資格取得教育が大学教育のなかで行われているが、大学の存在意義はそれにとどまらないことを大学について議論するときには銘記するべきである。

## ③修得できる知識技術体系を明示し、大学構成員はこれを保証するために一致して努力するという大学像は、大学のもつ能力・力を失わせるもの

そもそも大学の基本的役割は、できうる限り最高の学術・文化水準を、教育・研究によって広く社会に還元することである。したがって学問の自由が保障され、専門家集団である教授会などの学内民主主義と自治が尊重され、政府は「財政支出をするが規制は控えめに」という原則が、結局は大学の価値を高める。無論、大学をどのようにして、多様な社会のニーズ、問題解決に貢献させるかという問題はきわめて重要である。「学士課程答申」がく未来の社会を支え、より良い

ものとする「21世紀型市民」を幅広く育成するという公共的な使命と大学の価値に言及したことについて、大学関係者は好意的に受け止めている。また産業界のニーズとも率直なコミュニケーションをとる必要がある。

しかし大学が「知識技術体系」を明示し、その修得という目的のために大学構成員が一丸となって働いているか否かということについて、ピア・レビュー（専門家どうしの批評・評価）であるはずの第三者評価を動員して検証する（「学士課程答申」では「計画－実行－検証－遂行」＜P D C Aサイクル＞という品質管理手法の用語が幅をきかせている）という余りにも単線の大学コントロールの方法は、大学が現在有している可能性、力、能力を失わせることになる。

（注）すでに平成19年の大学設置基準の改正により、学部、学科または課程ごとに、人材養成目的その他の教育研究上の目的を公表することとなった。「第二次報告」は「大学のそうした取組について、学生の学びの内容と水準を真に保証するものとなるよう検証」（8頁）することを検討課題としてあげている。

大学の現場では目的の記述に当たって「なにができるようになるか」、それが無理であれば「何を学ぶか」を明示するよう順位が明確となった指示がなされている。「なにができるようになるか」といっても、たとえば大学院であれば修士論文や博士論文を書くことしかありえないが、これをそれ以上に記述することは不可能である。なぜなら、研究分野や何よりも教員のアプローチによって、修士論文や博士論文を書くにあたって院生が獲得すべき能力は異なるからである。学部においても多種多様な要求をもつ入学生がおり、これを学部レベルでのP D C Aサイクルの中心目標となる「何ができるようになるか」として記述することは不可能である。

## （2）政府の責任を不問にし、質保証と条件整備の全責任を大学に負わせ、大学自治を蔑ろにする大学像（「質保証の基本的考え方iv」）の検討

### ①真のねらいは政府・行政による強力な指導へ道をひらくこと

「質保証の基本的考え方iv」の文章では、主語は「公的な質保証システム」となっているが、質保証システムを設定し、管理統制する主体は政府・行政である。このことを明確にするならば、文章は「政府・行政は法令に基づく公的な質保証システムを通じて、大学の教育活動が一定の内容・水準をもって継続的になされることを可能とするための条件整備を大学に行わせ、各大学の自主的・自律的な質保証活動が実質的に機能することを促す」とするべきである。つまり「質保証の基本的考え方iv」は、公的質保証システムと大学との関係についてではなく、実は政府と大学との関係について述べているのである。

また原文では、もっぱら大学の責任が強調され、政府の位置を表に出さずに、質保証システムが「促す」と弱い表現がなされているが、質保証システムの効力はどのようなものであろうか。各大学に果たして質保証システムから逃れるという余地や裁量はあるのだろうか。

質保証システムは、教育基本法、学校教育法、大学設置基準（文部科学省令）という法規制の網の目のなかにあり、法規制と行政指導の総称ともいえるものである。「第二次報告」では、特に省令である大学設置基準は「設置認可後の自律的な質保証の指針として活用」するものとして位置づけられ、設置認可は特定の学位を付与するための教育課程（学位プログラム）を持続的に行うことを保証するものでなければならず、質保証システムとの密接な関連付けがなされようとしている。さらに認証評価についても、政府が行うものではない第三者機関による評価であるにも関わらず、公的質保証システムの一部として、「設置認可審査と認証評価との一貫性や体系

性に関する十分な配慮が求められる」と述べられている（「第二次報告」4～7頁）。

そうである以上、質保証システムを遵守しない大学は法令違反となる。1コマ15授業時間の問題も文科省令大学設置基準に明記されており、第三者評価において、法令違反状態として不適判定となる可能性が出てくる。したがって政府・行政は「うながす」のではなく、実際には「法規制や審議会答申の解釈に依拠して強力に指導する」ことになるのである。

## ②憲法をふみにじり大学の自治を歪曲

次に「質保証の基本的考え方iv」にある「各大学の自主的・自律的な質保証活動」についての問題性である。文科省の法令にもとづく強力的指導のもとで、質保証と条件整備にまで責任を負わされた状態を、果たして「各大学の自主的・自律的な質保証活動」と表現できるであろうか。各大学は、第三者評価まで強制される質保証システムに対して従うしか選択肢はない。

先に取り上げた「質保証の基本的考え方i」にも、大学について「学位を授与する自主的・自律的な存在として」という文言があるが、そこからは「学位を授与することに責任を負っている機関」、せいぜい「権限を有する機関」という以上の意味を読み取ることはできないであろう。

ここでの問題は、大学にとって「自主的・自律的な」という表現が持っている公的な重要性である。この文言の法的基礎は、改正教育基本法第7条2項「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」にある。教育基本法が大学の教育・研究の特性について「自主性、自律性」と述べていることの根拠は、日本国憲法第23条の「学問の自由」規定にあり、「自主性、自律性」の意味は大学に関する数々の判例において確立され、ユネスコの『21世紀に向けての高等教育世界宣言』（1998年10月9日）に普遍化されている「大学の自治」という概念、価値である。教育基本法が日本国憲法、教育基本法、学校教育法という関連で体系化されている以上、「大学の自主性、自律性」は「大学の自治」と同義である。言うまでもなく大学の自治は、学問の自由規定を根拠に、国家・政府からの自由と大学内、特に教学を重視する民主主義的な組織機構と教授会自治として具体化されなければならない。この意味からみれば、「質保証の基本的考え方」は、大学自治の歪曲という重大な問題点を有しているといえることができる。

## ③条件整備の国の責任を放棄し、大学に責任を負わせようとしている

「質保証の基本的考え方iv」の第2の問題は、条件整備に関する義務をもっぱら大学に負わせていることである。公教育機関である大学の条件整備義務は、まず政府にあるという認識が中教審大学分科会には欠落している。公教育機関である大学のもつ公共性からみて、財源の制約という問題はあるにしろ、公費負担は当然である。また基本的に同一の設置基準、設置審査、認証評価という枠組みのもとで質保証が求められるのであるから、国立、私立を問わず、すべての大学に対して条件整備のための相当の財政支出がなされなければならない。「中長期的な大学教育の在り方」を諮問された大学有識者が、公的な質保証システムを機能させるために必要な政府文科省の条件整備義務について一切ふれず、これをもっぱら各大学に負わせようとしていることに中教審大学部会の行政追随の体質をみることができる。

結局のところ、「質保証の基本的考え方iv」の意味するところは、「政府・行政は法令に基づく公的な質保証システムを通じて、大学の教育活動が一定の内容・水準をもって継続的になされる

ことを可能とするための条件整備を行う責任が政府にあるにもかかわらず、もっぱら各大学にこれを行わせ、普遍的な大学の存在意義に関わる各大学の自治を尊重、配慮することなく、質保証活動が実質的に機能することを法規制や審議会答申の解釈に依拠して強力的に指導する」ことになる。

### (3) 質保証システムがもたらす序列化……キーワードは「機能別分化」

こうした質保証システムは、大学に何をもたらすのであろうか。この脈絡で注視すべきは、「第二次報告」でしばしばでてくる大学の「機能別分化」というキーワード、表現である。「第一次報告」は、施策を通じた基本的考え方として、「機能的分化を前提とすること」と明記しているが、「機能別」についても「分化」についても、その意味や具体的な内容はまったくといってよいほど示されていない。キーワードのように多用されている「機能別分化」はめざすべき大学像であるのか、望ましくはないが結果としてめざすことになるのか、その方向に誘導すべきなのか、わが国の大学が全体としてどのようなものとなるのか、まったく述べられていない。しかし公的質保証システムが政府・行政によって強力的に指導された場合、各大学がどのような状況におかれるのかを推察することによって、「機能別分化」の問題点を捉えることは決して的外れなことではない。

質保証システムにしたがって、特定の修得できる知識技術体系を設定・明示し、学内の教職員が一丸となってこの達成をめざして取り組む程度を含めて評価を受けることは、「修得できる知識技術体系として明示されている水準」および「明示された水準に対して達成された水準」という2つの水準が大学の自己点検評価報告書や第三者機関の評価報告書によって公表され、このデータを用いた「大学ランキング」の作成が可能となる。現在、同一分野の学部・学科については、予備校などで偏差値にもとづく「ランキング」「序列化」が行われているが、大学みずからが言明し、認証評価を受けた「修得できる知識技術体系として明示されている水準のランキング」と「明示された水準に対して達成された水準のランキング」が流布されることとなる。しかも、大学・学部別評価に加えて分野別評価が行われれば、各大学が付与する学位ごとの「修得できる水準」および「達成された水準」が示されることになり、「大学ランキング」はさらに詳細なものとなる。同一学位の名称のもとで、水準の異なる質が保証されていることが明示されることになるから、序列を示す学位名称へ誘導される可能性もでてくる。「上級法学士」、「普通法学士」、「専門法律学士」などの学位名称による水準の明示である。この結果、学位名称による「機能別分化」が進むことも考えられる。

こうした大学・学部の序列化は、中教審が大学の将来像としている「機能別分化」の主たる内容を構成することとなる。

## II 質保証システムと財政支出の重点配分、分野別評価導入と「学位プログラム論」の検討から明らかになる問題点③と④

### (1) 質保証システムと公的資金の重点配分について

Iにおいて4つの問題点のうち①と②について明らかにしたが、問題点の③「基盤経費にも及

んでいる財政資金の重点配分をさらに進める。経営環境が不利な大学は淘汰される。」に関わる記述が「第二次報告」のなかにあるので、ここで取り上げ検討する。

「(公財政支援) ⑥ 質保証システムを構成する3つの要素に加えて、大学の活動を支える公財政支援が質保証システムに果たすべき役割を検討することが必要である。」  
(「第二次報告」13頁)

ここでは、質保証システムを構成する設置基準、設置審査、認証評価のほかに、財政支援を質保証システムに連動させるよう検討することが必要であると述べている。この点については「学士課程答申」も「体系的な教育課程の編成、きめ細かな指導と厳格な成績評価等に取り組む大学への重点的な支援を行う」、あるいは「国による財政的な支援を、計画・実践・評価・改善のサイクルに組み込む」などと、質保証システムを通じた財政資金配分に言及している。

私立大学にたいする公財政支出は、私学振興助成法の趣旨に反して充実がなされず、加えて「骨太方針」のもとで毎年削減され、私立大学の経常費に対する補助の割合は2007年度でわずか11.1%という驚くべき貧困な水準である。経営環境が不利なもとで重要な役割を果たしてきた規模の小さな大学、あるいは地方にある大学が存続の危機にさらされている。

中教審は、こうした私立大学の実態と公財政支出の貧困さを一顧だにせず、質保証システムに公財政配分を組み込むという姿勢を示している。この姿勢は、質保証のための条件整備を行うことについて政府が一切責任を負わず、もっぱら各大学に責任を負わせる考え方に立つものである。私たちは、このような方向は中教審の議論の問題点③「基盤経費にも及んでいる財政資金の重点配分をさらに進める。経営環境が不利な大学は淘汰される。」ものとしてこれを認めることはできない。

## (2) 学位プログラム中心の考え方と分野別評価の導入について

### ① 「学位プログラム」の議論における教授会の否定

中教審の議論の問題点④、「分野別評価の導入と合わせて『学位プログラム』を評価の単位にし、さらに教学組織の単位へと変更し、最終的には学校教育法第93条の教授会設置規定の削除を目論む」については、「第二次報告」では多くをふれていない。「学位プログラム」という用語は「教育課程」という用語と同義に扱っているだけであり、分野別評価についてはこれを導入するにあたり日本学術会議に審議を依頼したこと、すでに試行が始まっていることを指摘するにとどめている。そこで大学分科会の資料にもとづいて学位プログラムの意味や議論を紹介する。

「『中長期的な大学教育の在り方について』に係る大学分科会の審議経過について」(2009年1月26日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1247397.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1247397.htm)、以下「審議経過」と略)では、「学位プログラムを中心とした大学制度」について、次のように説明されている。

「『学位プログラムを中心とした大学制度』とは、従来のような学部や研究科等の組織に着目した大学制度ではなく、学位の取得を目指す学生の学修の視点に立って、学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を修得するように体系的に設計された、学位プログラムの実施に着目した大学制度とするもの。この取組を通じ、大学の内部統制機能を強化し、大学内部できちんと質保証ができるような仕組みとする。」

ここでは、「従来のような学部や研究科等の組織に着目した大学制度ではなく」という点が重要である。「学位プログラムを中心とした大学制度」は、次のようにより具体的に説明されている。

「学位プログラムの実施における『教員組織』や『学生の所属組織』は、様々な形態が考えられる。現行の仕組みのままでも可能であると考えられるが、教員が専門分野別に編成された『教員組織』に所属し、学生が学位プログラムとともに『教育活動の場』に所属することで、学生が取得する学位のための教育プログラムを選択する仕組みとすることも考えられる。」

「教員が専門分野別に編成された『教員組織』に所属し、学生が学位プログラムとともに『教育活動の場』に所属する」は、筑波大学の教員組織「学系」、教育組織「学群」に相当する。1973年に国会の強行採決によって成立した「筑波大学法」によって、「学系」と「学群」を設置し、教授会を設置しないという方向に途を開いたが、当時より指摘されていた問題点は、自治の圧殺と学内専決体制の強化、大学教育と研究の分離による教育水準の低下である。

「第一次報告」では、教授会の存続に関わる制度変更について次のように述べている。

「ただし、学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成については、そもそも見直しの必要性や、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質、とりわけ団体性、自律性との関係もあり、導入の是非について、委員間の共通理解を図りながら引き続き審議を行うこととする」（「第一次報告」12頁）。

このなかで「団体性」「自律性」と言及されている点は、「教授会」と「自治」を意味していると推察される。質保証システムのなかに位置づけられた「学位プログラム」という議論は教授会の解体、「教授会自治」の否定にも繋がりがかねない重大な変更となる危険性をもっているのである。

## ②分野別評価の導入による教授会権限の制限

現在、文科省および中教審が、大学・学部ごとの機関別の質保証システムに加え、これよりも重視すべきものとして強調しているのが、分野別質保証システムの導入である。イギリスの質保証システムなどを参考にしながら、ピア・レビューを含む分野別質保証機関の整備を行おうとしている。すでに2010（平成22）年度概算要求のなかに、「産学連携による分野別の評価活動支援事業」が新規計上されるなど、試行は始まっているとみられる。

ピア・レビューを組み込んで行われる分野別質保証の導入にあたり、日本学術会議が役割を果たすよう要請を受けている。「学士課程答申」は、「将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する」（13頁）としており、2008年5月、文部科学省高等教育局長から、日本学術会議会長に対して、「大学教育の分野別保証の在り方」に関して審議を行うよう依頼がなされている。

日本学術会議には学位名称の整理についても審議依頼がなされており、「分野別」と「学位名称」とは連動して扱われていくことになる。分野別質保証システムは、大学・学部別評価とは異なり、授与される学位プログラムを単位とする評価論と密接に結びついている。分野別評価の導入が学位別評価に連動していけばいくほど、学位プログラムは分野別評価の単位にならざるをえないのである。

なぜ公的質保証システムの導入とともに、教授会の存在を否定する議論が行われているのであろうか。もちろんこれまでの文科省の行政が、大学の自治や教授会の存在を尊重せず、権限を制限しようとしてきた経緯はあるが、このことだけでは説明がつかないだろう。直接には、質保証システムの導入が、教授会の有しているカリキュラム編成権と抵触せざるをえない点にあると推察される。

質保証システムは単なるシステム、単なる枠組みではない。修得できる知識技術体系を明示し、質保証の達成度を評価し、さらに分野別評価を行うということは、現在教授会が有しているカリキュラムを編成し管理する権限（このなかには成績評価など学位授与に関わる質の保証も含んでいる）は、相当制限されることになる。質保証システムはカリキュラム編成とその有効性を管理し評価するのであるから、文科省の運用によっては教授会の自治的権限は窒息させられてしまう危険がある。

さらに「学位プログラム中心の大学制度」論として、教学組織の変更、教授会の解体（任意化）が繰り返し検討されている。このことは、学校教育法第93条の教授会設置規定の削除が文科省主導の質保証システムの最終的制度改革として位置づけられていることを示しており、われわれは相当の危機感をもたざるをえないのである。

## おわりに

私たちは本見解の「はじめに」において、「中教審で行われている議論の4つの重大な問題点」を指摘し、「これら4つの問題ある方向が推進されれば、上記の大学受難の時代は、特に国庫助成1割台の私立大学にとって『暗黒の時代』となることは必至である」と述べ、中教審の「学士課程答申」、中教審大学分科会の「第一次報告」および「第二次報告」などを検討し、4つの重大な問題点の内容を明らかにしてきた。

私たち日本私大教連は、このような文部科学省・中教審の大学政策に対して重大な危惧の念を表明するとともに、わが国の学術・文化の担い手である学術・大学関係者、私大団体とともに、大学が広く世界の市民に開かれ、人類の平和と福祉に貢献できるよう、手を携えていく決意を表明するものである。

以 上